

松江市公園愛護活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における公園の適正な管理及び地元住民の公園に対する愛護思想の普及を図るために実施する公園愛護活動の推進について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「公園」とは、本市が設置する都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園、松江市普通公園条例（平成23年松江市条例第26号）第2条第1項に規定する普通公園及び松江市農山漁村公園条例（平成24年松江市条例第55号）第1条に規定する松江市農山漁村公園をいう。

(公園愛護団体の認定)

第3条 公園愛護団体は、次の各号いずれかに該当する公園愛護活動を行う団体として市長の承認を受けたものをいう。

- (1) 町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の地域活動団体や公園周辺の住民で構成されるもの
- (2) 特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、当該愛護団体の役員及び会員の過半数が地域住民で構成されるもの

2 前項の承認を受けようとする団体は、松江市公園愛護団体設立申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査したうえ、承認することが適当であると認めたときは、松江市公園愛護団体承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(報告)

第4条 公園愛護団体の代表者は次の各号のいずれかに該当する場合は変更届（第3号様式）を市長に届け出るものとする。

- (1) 団体を解散しようとするとき。
- (2) 役員を変更したとき。

(活動内容)

第5条 公園愛護団体が行う活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 公園の除草を年2回以上行うこと。
- (2) 公園の清掃を随時行うこと。

(3) 公園に設置された公園施設について年1回の点検を行うこと。

(4) 前号の公園施設について損傷箇所の通報を行うこと。

(5) 公園の美化及び利用促進のための活動を行うこと。

(報償金)

第6条 市長は、公園愛護活動に対し公園愛護団体に、次の各号に掲げる一の公園の面積の区分に応じ、当該各号に定める額の報償金を交付することができる。

(1) 500平方メートル未満 10,000円

(2) 500平方メートル以上1,000平方メートル未満 30,000円

(3) 1,000平方メートル以上 50,000円

(報償金の交付)

第7条 前条の報償金は、第5条第1号及び第3号の活動を行った公園愛護団体に交付する。

2 報償金の交付を受けようとする公園愛護団体は、公園愛護活動報告書(第4号様式)及び公園施設点検報告書(第5号様式)に作業前後の状況写真を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、報償金を交付するものとする。

(愛護活動への支援)

第8条 市長は、第5条に掲げる活動に対して、予算の範囲内で次の支援を行うことができる。

(1) 公園の除草・清掃に必要なごみ袋の提供を行うこと。

(2) 公園の美化や利用促進を図るための公園づくりに必要な資材の提供を行うこと。ただし、一の公園で2万円分を限度とする。(花の苗は花壇整備に併せて植え付けるときに限る。)

2 前項第2号の支援を受けようとする公園愛護団体は、愛護活動支援申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。また、花壇等の施設を設置する場合は、公園施設設置許可申請書並びに公園施設管理許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、資材を提供するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。